

平成21年7月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第508号 弁護士報酬請求事件

口頭弁論終結日 平成21年5月13日

判 決

原 告	濱 田 弘
訴訟代理人 弁護士	谷 萩 陽 一
同	五 來 則 男
同	大 川 隆 司

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

被 告	鹿 嶋 市
代 表 者 市 長	内 田 俊 郎
訴訟代理人 弁護士	福 田 博 行
同	菊 池 正 憲
同	近 藤 敦 哉

主 文

- 1 被告は、原告に対し、756万円及びこれに対する平成20年6月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、800万円及びこれに対する平成20年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告の執行機関である鹿嶋市長に対して地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号本文に基づく住民訴訟（水戸地方裁判所平成18年（行ウ）第13号。以下「本件住民訴訟」という。）を提起し、一部勝訴判決を得た原告が、同訴訟を弁護士に委任して追行したため弁護士報酬を支払わなければならないとして、被告に対し、同条第12項に基づき、その「相当と認められる額」として800万円及びこれに対する上記判決の確定日である平成20年5月29日からの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（末尾に証拠等の記載がないものは当事者間に争いが無い。）

(1) 本件住民訴訟の提起及び一部勝訴判決の確定等（本件住民訴訟の提起及び同訴訟において原告の一部勝訴判決が確定した事実は争いがなく、その余の事実は甲1、乙5及び弁論の全趣旨により認められる。）

ア 普通地方公共団体たる被告の住民である原告は、横浜弁護士会所属の弁護士である大川隆司及び茨城県弁護士会所属の弁護士である谷萩陽一、五來則男外3名に訴訟委任をして、平成18年7月20日付け訴状をもって、法242条の2第1項4号本文に基づき、鹿嶋市長を被告とする本件住民訴訟を提起した。本件住民訴訟における原告の請求は、株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）は、被告が「（仮称）鹿嶋市汚泥再生処理センター」建設工事について平成16年1月9日に実施した条件付一般競争入札において、談合（以下「本件談合」という。）を行い、公正な競争入札が行われていた場合に形成されていたであろう契約金額と現実の契約金額との差額に相当する損害を被告に与えたとして、被告の執行機関である鹿嶋市長にクボタに対して不法行為に基づき3億5400万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払請求をすることの義務付けを求めるというものであった。

イ 平成20年5月13日、水戸地方裁判所は、本件談合の存在及びそれに

よって被告に損害が発生したことを認め、損害額を民法248条に基づいて1億7700万円と認定した上で、鹿嶋市長にクボタに対して1億7700万円の損害賠償金及びこれに対する平成18年6月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求をすることを義務付ける旨の判決をし、同判決は平成20年5月29日に確定した。

ウ クボタは、本件住民訴訟において平成18年9月21日に訴訟告知を受けたが、訴訟に参加しなかった。

(2) 本件刑事事件（甲1、13ないし18及び弁論の全趣旨）

大阪地方検察庁検察官は、受注調整の合意に従って事業活動を相互に拘束し遂行することにより、平成17年ころに行われた8件の入札について、公共の利益に反してし尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したことを公訴事実とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件につき、クボタを含む6社及び各社の受注調整担当者を大阪地方裁判所に公訴提起した（大阪地方裁判所平成18年(わ)第3317号。以下「本件刑事事件」という。）。本件刑事事件の被告人らに対しては、平成19年4月23日に有罪判決が宣告され、同判決は同年5月8日に確定した。

本件談合は本件刑事事件の公訴事実に含まれていなかったが、本件刑事事件は、本件談合と同じく、し尿処理施設発注案件に関する談合を公訴事実とするものであり、クボタが被告人に含まれていたため、本件刑事事件の確定記録中の検察官面前調書等には本件談合に関する供述記載も存在した。

(3) 本件住民訴訟における審理経過等（甲11ないし21の2及び弁論の全趣旨）

ア 弁論の回数

8回（判決言渡期日を含まない。）

イ 第1回口頭弁論から弁論終結までの期間

第1回口頭弁論期日（平成18年9月19日）から弁論終結した第8回口頭弁論期日（平成20年3月11日）まで約1年6か月

ウ 提出された書証及び尋問された人証の数

甲号証89点（枝番号の付いているものも枝番号ごとに1点とした。）

乙号証3点

原告申請に係る証人が1名おり、第7回口頭弁論において尋問された。

エ 陳述された主張書面の数

原告：訴状を含めて4通

被告（鹿嶋市長）：答弁書を含めて2通

オ その他の訴訟代理人弁護士らの活動

原告の訴訟代理人弁護士らは、本件刑事事件の判決確定後、大阪地方検察庁において本件刑事事件の確定記録を閲覧し、本件住民訴訟で必要となる箇所を特定した。その後、平成19年6月21日付けで、水戸地方裁判所に対し、本件刑事事件の確定記録のうち72点の文書について文書送付嘱託の申立てをした。

文書送付嘱託に係る文書の写しは、同年7月10日、67点が水戸地方裁判所に到着し、同年7月17日、第4回口頭弁論期日において提示され、そのすべてが甲号証として提出された。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額はいくらか。）について

【原告の主張】

本件住民訴訟を弁護士に委任するに当たり、原告は弁護士に対し、勝訴判決が確定することを停止条件として、旧「日本弁護士連合会報酬等基準」（平成16年4月1日に廃止された。以下「日弁連報酬基準」という。）の下限額に準じた弁護士報酬を支払うこと及び弁護士は原告に対し、仮に日弁

連報酬基準に基づいて算出される弁護士報酬の額が法242条の2第12項に基づき被告が原告に対して支払うこととなる弁護士報酬の額を超過する場合には、その超過部分を免除することを合意した。

ところで、日弁連報酬基準は、弁護士に支払うべき着手金は「事件等の対象の経済的利益の額」を、報酬金は「委任事務処理により確保した経済的利益の額」をそれぞれ基準として別表のとおり算出するものとし、事件の内容により30パーセントの範囲内で増減額することができるとしていた。そして、日弁連報酬基準にいう「経済的利益」とは、住民訴訟の場合、権利義務の帰属主体たる普通地方公共団体が受ける利益を意味するから、本件住民訴訟における経済的利益の額は、同訴訟の判決認容額の元本1億7700万円と考えるべきである。この経済的利益の額を基礎として同基準別表を適用すると、着手金が600万円（1億7700万円×0.03+69万円）、報酬金が1200万円（1億7700万円×0.06+138万円）の合計1800万円となる。原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額は、日弁連報酬基準の下限額と合意されていたから、上記1800万円から30%を減額した1260万円となる。

【被告の主張】

報酬の合意は不知。なお、日弁連報酬基準によれば、「経済的利益」の額が算定不能な場合は、その額を800万円とした上で、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができるとしていた。そこで、本件住民訴訟における弁護士報酬を算定する際の基礎となる「経済的利益」の額は、算定不能であるから、800万円とみなすべきである。この「経済的利益」の額を基礎として別表を適用すると、着手金が49万円（800万円×0.05+9万円）、報酬金が98万円（800万円×0.1+18万円）の合計147万円となる。本件住民訴訟の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮すると、上記147

万円に17%を増額した172万円をもって原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額とすべきである。

- (2) 争点(2) (原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額のうち「相当と認められる額」はいくらか。) について

【原告の主張】

以下の事情に照らせば、本件住民訴訟において、原告が支払うべき弁護士報酬額の範囲内で「相当と認められる額」は、原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額1260万円の70%に当たる882万円を下ることはない。

ア 本件住民訴訟の口頭弁論期日は、平成18年9月19日から平成20年3月11日まで判決言渡期日を除いて8回開かれ、原告の訴訟代理人弁護士らのうち2名は判決言渡期日を除く口頭弁論期日のすべてに出頭し、その余の訴訟代理人弁護士らのうち1名は判決言渡期日及び1回の口頭弁論期日を除くすべての口頭弁論期日に出頭した。

本件住民訴訟における原告の訴訟代理人弁護士らの活動のうち主なものは、次のとおりである。

(ア) 第2回口頭弁論期日までに大阪地方検察庁が報道機関宛てに配布した本件刑事事件の冒頭陳述書を入手し、関係新聞報道とともに裁判所に提出した。また、第3回口頭弁論期日(平成19年2月27日)においては、平成16年8月以降に発注された同種工事にかかわる公正取引委員会の課徴金の納付命令及び公正取引委員会の調査開始以来の主要新聞記事等を裁判所に提出した。

(イ) 請求原因事実の立証のため、大阪地方検察庁において、本件刑事事件の確定記録を精査した上で、本件住民訴訟との関連を説明する平成19年6月25日付け上申書を大阪地方検察庁検察官宛てに提出した。その結果、大阪地方検察庁は、原告の同年6月21日付け申立てに係る送付

囑託に対して本件刑事事件の確定記録の一部を水戸地方裁判所に送付した。

(ウ) 1名の人証の証拠申請を行い、その人証は第7回口頭弁論期日（平成20年2月26日）において尋問された。

(エ) 主張書面を4通作成、陳述して、本件談合の存在を推認させる間接事実等を詳細に論証した。

イ クボタは、本件住民訴訟において訴訟告知を受けており、参加的効力が及ぶため（法242条の3第4項、民訴法46条柱書、53条4項参照）、本件住民訴訟の判決が認容した損害賠償を履行する義務を免れないのであるから、被告のクボタに対する債務名義の獲得は実質的に保障されているといえる。したがって、本件住民訴訟の勝訴判決によって被告に認容額相当の経済的利益がもたらされたことは明らかである。

【被告の主張】

本件住民訴訟における鹿嶋市長の訴訟態度は、本件刑事事件の確定を待ち、その確定記録に基づいて裁判所が本件談合の事実を認定したならば、クボタに対し厳正に対処するというものであり、本件談合の事実を否認して積極的な反論、反証を行っていたわけではないこと、本件住民訴訟において原告の訴訟代理人弁護士らが提出した甲号証は、その大半が、文書送付囑託によって取り寄せられた本件刑事事件の確定記録の写しであり、その訴訟活動の主なものは、送付された確定記録を取捨選択することなくそのまま裁判所に書証として提出するという極めて単純な作業であったこと、本件住民訴訟の審理期間は、訴え提起から判決言渡しまで約1年10か月と比較的短期間であり、しかも多くの期日が本件刑事事件の確定を待つものとされ、弁論期日8回の大部分が実質的審理のされないものであったことから、本件住民訴訟における原告の訴訟代理人弁護士らの労力は極めて少ないものであった。

また、本件住民訴訟の判決において、裁判所は、本件談合の存在及びそれ

によって被告に発生した損害額について、文書送付嘱託によって取り寄せた本件刑事事件の確定記録の写しのみを引用し、特に損害額については民訴法248条によって独自に認定しているから、本件住民訴訟における原告の訴訟代理人弁護士らの訴訟活動に評価すべきものは存在しない。

さらに、法242条の2第1項4号本文に基づく義務付け訴訟の認容判決は、損害賠償請求の相手方に対する債務名義とはならず、これによって地方公共団体が現実的に経済的利益を受けることにはならない。

以上によれば、本件住民訴訟において原告が支払うべき弁護士報酬額の範囲内で「相当と認められる額」は、原告が訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額と同額の172万円とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額はいくらか。) について

原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額は、両者間の訴訟委任契約に基づいて発生するものであるところ、証拠(甲3)及び弁論の全趣旨によれば、その契約当事者である原告と本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らとの間には、原告は同弁護士らに対し、勝訴判決が確定することを停止条件として、日弁連報酬基準の下限額に準じた弁護士報酬を支払うこと、同弁護士らは原告に対し、日弁連報酬基準に基づいて算出される弁護士報酬の額が法242条の2第12項に基づき被告が原告に対して支払うこととなる弁護士報酬の額を超過する場合には、その超過部分を免除することを合意したこと、日弁連報酬基準によれば、弁護士に支払うべき着手金は「事件等の対象の経済的利益の額」を、報酬金は「委任事務処理により確保した経済的利益の額」をそれぞれ基準として同基準別表のとおり算出するものとし、事件の内容により30パーセントの範囲内で増減額することができるとしていたことが認められる。そして、原告及び本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らは、本件住民訴訟におけ

る認容額をもって日弁連報酬基準にいう「経済的利益の額」とすべきことを本訴及び本訴外で一貫して主張している（甲3，弁論の全趣旨）から，かかる前提に基づいて原告の支払うべき報酬額を算定することを訴訟委任契約の内容として合意していたものと推認するのが合理的であり，これに反する合意があったことをうかがわせる証拠はない。したがって，本件住民訴訟における認容額を「経済的利益の額」として別表を適用すると，着手金が600万円（1億7700万円×0.03+69万円），報酬金が1200万円（1億7700万円×0.06+138万円）の合計1800万円となる。原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額は，日弁連報酬基準の下限額と合意されていたから，上記1800万円から30%を減額した1260万円となる。したがって，原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額は，原告の主張するとおり1260万円であると認められる。

- 2 争点(2)（原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額のうち「相当と認められる額」はいくらか。）について
- (1) 法242条の2第1項4号の規定による住民訴訟を弁護士に委任して提起した住民が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合に，同条第12項に基づいて，その訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で普通地方公共団体に請求できる「相当と認められる額」とは，住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい，その具体的な額は，当該訴訟における事案の難易，弁護士が要した労力の程度及び時間，認容された額，判決の結果普通地方公共団体が回収した額，住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である（最高裁平成21年4月23日第一小法廷判決・裁判所時報1482号8頁参照）。
- (2) まず，住民訴訟の判決認容額及び回収額は，「相当と認められる額」を定めるに当たって重要な考慮要素となる（前掲最高裁判決参照），本件

住民訴訟の判決認容額の元本は1億7700万円である。そして、クボタは、平成21年3月31日現在で資本金840億円を有し、同年3月期の連結売上高1兆1075億円、単独売上高6430億円を計上する大企業であり

(弁論の全趣旨)、上記判決認容額の支払能力に問題はないと認められる上、本件住民訴訟において訴訟告知を受けているクボタには参加的効力が及ぶため(法242条の3第4項、民訴法46条柱書、53条4項参照)、クボタが本件住民訴訟の口頭弁論終結時以前に生じた事由によって上記判決認容額の損害賠償義務を争う余地はないものと解されることにかんがみると、被告がいずれ上記判決認容額をクボタから回収し得ることは相当程度確実ということができる。

(3)ア もっとも、住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、その公益的な性格上、私的な権利・利益の追求を目的とする訴訟の場合と比べて、弁護士報酬額は低額で合意されるのが一般的と考えられるのであり、現に本件でも、前記認定のとおり、原告が本件住民訴訟の訴訟代理人弁護士らに支払うべき報酬額は、日弁連報酬基準の下限額(目安となる額から30%を減額した額)に準じる旨合意されていた。

イ また、前提事実に証拠(甲1, 2, 11ないし21の2, 乙7ないし9)及び弁論の全趣旨を併せると、本件住民訴訟において、原告の訴訟代理人弁護士らは、前記第2の2(2)【原告の主張】アに記載のような訴訟活動を行ったことが認められるが、口頭弁論期日の回数が判決言渡期日を除いて8回と比較的少なかったことや、提出された甲号証の多くは本件刑事事件における証拠をそのまま利用したものであったこと(前提事実(3))を考慮すると、本件住民訴訟の事案は、同種同規模の訴訟の事案と比べて複雑困難なものとはいえず、弁護士がこれに要した労力や時間の負担は相対的に軽いものであったと評することができる(なお、被告は、本件住民訴

訟における原告の訴訟代理人弁護士らの訴訟活動には評価すべきものが存在しないと主張するが、訴訟代理人弁護士らの提出した甲号証89点及び申請した人証1名は、いずれも受訴裁判所においてその関連性及び必要性が認められたからこそ採用・取調べがされたのであって、かかる立証活動の有用性を過小に評価することは妥当でない。)

- (4) 以上の諸事情を総合的に勘案すると、本件住民訴訟において原告が支払うべき弁護士報酬1260万円の範囲内で「相当と認められる額」は、その40%を減額した756万円(1260万円×(1-0.4))と認定することができる。

3 遅延損害金の起算日について

法242条の2第12項に基づいて普通地方公共団体が負担する相当な弁護士報酬額の支払債務は、法律の規定によって発生するものであるから、期限の定めのない債務(民法412条3項)として、履行の請求を受けた時から遅滞に陥るものと解される。

証拠(甲3)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成20年6月19日に原告から本件住民訴訟に係る相当な弁護士報酬額の支払請求を受けたことが認められるから、その翌日である同年6月20日が遅延損害金の起算日となるというべきである。

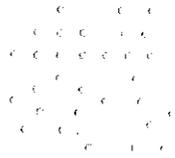
第4 結論

以上の次第で、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却する。

よって、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 都 築 民 枝



裁判官 德 田 祐 介

裁判官 豊 島 英 征

(別表)

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+ 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3%+ 69万円 3億円を超える場合 2%+369万円
報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10%+ 18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6%+138万円 3億円を超える場合 4%+738万円